

社会福祉科短期養成課程で

専門実践教育訓練給付金が利用可能になります！！

専門実践教育訓練給付金について、精神保健福祉士科短期養成課程に加えて、平成29年度から社会福祉士科短期養成課程に入学される方も利用が可能になりました。専門実践教育訓練給付制度を利用すると、お支払いいただいた学費の40%（国家試験合格者は60%）に相当する額が修了後に国から支給されます。

希望される方は平成29年2月28日までに所定の手続きを行う必要があります。

※社会福祉士科・精神保健福祉士科の一般養成課程については従来通り一般教育訓練給付金のご利用いただけます。

※教育訓練給付制度の利用には一定の条件を満たしている必要があります。

詳細はハローワークにてご確認ください。

入学検定料・学費等の振込先に「高崎信用金庫」が加わりました。

入学検定料・学費の振込が「高崎信用金庫」でも可能になりました。

振込依頼書を2枚（振込先が「群馬銀行」と「高崎信用金庫」のもの）同封しておりますので、振込を希望される場合はどちらかをお使いいただき、入学検定料をお支払いください。

※学費、テキスト代等のお支払いについては、出願後、合格者に「合格通知書」とともに入学手続き書類と合わせてご案内いたします。